

# 野路町内会役員選考委員会規程

## (目的)

第1条 この規程は、野路町内会会則第13条(役員の選出)の定めるところにより、役員の選考委員会に関する必要な事項について定めることを目的とする。

## (選考委員会の構成)

第2条 役員選考委員として野路町評議委員、生産組合、町委員(班長を含む)、財産区管理会、氏子総代会(以上「野路町代表役員会会則に定める役員」)の中から各代表者1人を選出し、役員選考委員会(以下「本会」という。)を構成する。

## (役員)

第3条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 書記

2 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時は会務を代行する。
- (3) 書記は、委員長の指示を受け、本会の庶務にあたる。

## (役員候補者の推薦)

第4条 現年度役員の任期満了後における次年度候補者の推薦は、下記の方法によるものとする。

- (1) 役員候補者(町内会長)は、会員の中から自薦候補、後継推薦候補(本人承諾済のもの)又は本会が推薦したものとする。
- (2) 役員の立候補、推薦方法及び立候補、推薦期間については、掲示板及び回覧板において告知するものとする。
- (3) 役員候補者(町内会長以外)に不足があるときは、本会による推薦として現年度の役員(7ヶ町、班長)又は経験者等が推薦するものとする。

2 各町、班において不足役員が生じる場合の選考方法等として、次のことに配意するものとする。

- (1) 世帯員全員の年齢が75歳以上で、かつ、本人が固辞する場合は、優先的に対象外とする。
- (2) 役員経験が2回以上で、かつ、本人が固辞する場合は、優先的に対象外とする。
- (3) 役員経験の少ない人から優先して役員に就任するよう、本会よりの選出として該当者を説得する。
- (4) 前記(3)でも決しないときは、(1)、(2)以外の対象者にてくじ引きとする。

## (役員候補者の選考)

第5条 役員候補者の選考にあたっては、町内会の事情を参酌し、本人承諾のうえ次の事項に配慮し、選考するものとする。

- (1) 心身ともに健康で、豊かな人格識見の持ち主であること。
  - (2) 奉仕の精神に富み、自治活動を理解し、積極的に行動できること。
  - (3) 会長として選考された場合、その就任時に原則として満75歳未満であること。
- 2 前項において次に掲げるものは、役員候補者となることができない。
- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
  - (2) 刑罰法規に抵触する行為(過失犯及び交通法令違反を除く)を行った者
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に規定する暴力団その他暴力的集団の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
  - (4) 破壊的活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った団体又は行う恐れのある団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
  - (5) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の対象となる団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者

(会議)

第6条 本会は、広く候補者の情報の交換、候補者の選考を協議し、本会の最終意思を決定するものとする。

2 最終意思を決定した役員選考案は、人事議案として評議委員会に上程するものとする。

(遵守事項)

第7条 本会は、候補者の氏名並びに選考経緯について議案上程するまでの間、守秘義務を負うものとする。

(委員会の発足)

第8条 本会は、通常隔年で行われる役員改選(2年任期)のため、原則として1月に発足し、2月末までに候補者を選考するものとする。

2 会議にかかる初回の招集案内は、町内会長名で案内し、以降は委員長自らが行うものとする。

3 本会は、議案上程され、これが承認された時点をもって解散する。

(委任)

第9条 役員候補者の選出にあたって、緊急の事案若しくは疑義等が生じたときは、その対応について評議委員会の協議により決することができる。

2 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、評議委員会の議決を経て別に定める。

(改正)

第10条 本規程の改正は、評議委員会の議決を経て改正することができる。

付 則

この規程は、平成29年5月18日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年4月26日から施行する。